

令和2年4月7日 臨時記者会見

市長説明

本日、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出し、緊急事態宣言の対象区域にさいたま市も含まれ、期間はおよそ1か月となります。

本市も、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置し、本日、「第10回さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議」兼「第1回新型インフルエンザ等対策本部員会議」を開催しました。

また、本日埼玉県知事から緊急事態措置が示されました。内容は、市民の皆様への外出の自粛要請、事業者の皆様に対してのイベントの制限の要請などです。示された措置事項については、県と綿密に連携しながら、対策を進めてまいります。

さいたま市においては、現在、令和2年4月19日まで、市民利用施設の休止及び市主催イベントを中止又は延期としていますが、緊急事態宣言を踏まえ当該期間を5月6日（水）まで継続します。

休止期間につきましては、緊急事態宣言の発出期間や感染状況等に応じて変更する場合があります。

市民の皆様にご不便をおかけする状態が続きますので、ご理解いただけるよう丁寧に説明をしてまいります。

優先的に実施すべき危機対応業務に対応するために、柔軟な職員の動員体制を構築するとともに、職員の感染防止のため、テレワークを推進してまいります。

さらに、市民の皆様が緊急事態宣言についての不安や疑問にこたえるため、電話窓口を設置するなどの対応を行って参ります。

医療につきましても、保健所の対応力を強化するとともに、医療崩壊を招かないために、市の感染症対策ネットワーク等を通じまして、受け入れ体制の拡充など、様々な問題に取り組むとともに、県や関係機関と連携しながら対策を進めてまいります。

現在、保健所の体制を強化していく中で、検査体制、そして調査等々の対応を充実させながら、受け皿としての医療の拡大を強力に図っていきたいと思っております。

保育園や放課後児童クラブについては開園し、引き続き、子どもたちの居場所をしっかりと確保していきたいと考えておりますが、自宅で子どもたちの対応をできるご家庭については、極力、自宅でみていただけるよう要請もしていきたいと考えております。

また、職員に対しましても、自宅勤務またテレワークなどを推進するとともに、東京事務所の体制等も縮小して、できる限り都内への移動を少なくできるように取り組んでまいります。

また、この緊急事態宣言を受けまして、多くの市民の皆さんが、不安や、恐怖心、さまざまな疑問などをお持ちだと思っておりますので、市としては、新型コロナウイルス対策専用ダイヤルを設置しまして、市民の皆さんの、そうした疑問や、不安、恐怖心を少しでも和らげられるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

本市としては、今、極めて重要な時期であると考えております。

東京都、埼玉県、その他近隣近郊の県や市、等々、足並みをそろえて、感染拡大防止に向けて徹底した対策を講じていく必要があると考えております。

市民の皆様におかれましては、改めて、できる限り外出をしないことや、やむを得ず外出をされる際には、三つの「密」、換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話、これらを十分、気を付けていただいて、そのような環境を避けていただきますように、そうした状況を作らないようにしていただきますように、要請をしたいと思います。

緊急事態宣言が出された意味を、改めて私たちも、市民の皆さんにも、十分に受けとめていただき、皆さんご自身だけでなく、大切な人の健康と命を守るために、これまで以上にご協力をいただきますようお願いをしたいと思います。

一方で、食料品や医薬品などの生活必需品の購入や、通院など、必要な外出の制限はありません。

どうか安心してください。

買い占めなどの極端な行動は、控えてください。

正確な情報を手にして冷静に行動していただきたいと思います。

大変困難な状況ではありますけれども、市民の皆さんとともに、この新型コロナウイルスの感染拡大を防いで、一日も早く、皆さんが日常生活に戻れるように、一緒に頑張っていきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。